

独立保証報告書



大阪ガス株式会社 殿

ビューローベリタスジャパン株式会社(以下、ビューローベリタス)は、大阪ガス株式会社(以下、大阪ガス)の委嘱に基づき、大阪ガスによって選定されたサステナビリティ情報に対して限定的保証業務及びレビュー業務を実施した。この保証報告書は、以下に示す業務範囲内に含まれる関連情報に適用される。

選定情報

限定的保証業務における我々の業務範囲は、「Daigasグループ 統合報告書 2024」(以下、レポート)又はDaigasグループのサステナビリティサイト(以下、ウェブサイト)に記載された、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間の、以下の情報(‘選定情報’)に対する保証に限定される。

以下の項目に関する環境関連データのうち、大阪ガスが指定したもの

- ・エネルギー使用量
- ・大気への排出
- ・取水と排水
- ・化学物質
- ・廃棄物
- ・都市ガス販売量
- ・電力販売量
- ・LNG 調達量
- ・環境目標に対する2023年度実績

但し、各データにおける報告範囲は大阪ガスの決定に基づく。

レビュー業務における我々の業務範囲は、Daigasグループのサステナビリティサイト(以下、ウェブサイト)に記載された、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間の、以下の情報(‘選定情報’)に対するレビューに限定される。

- ・Daigasグループ全体によるCO₂排出削減貢献量(お客様先や海外での削減貢献を含む)

但し、各データにおける報告範囲と算定方法は大阪ガスの決定に基づく。

報告規準

レポート内に含まれる選定情報は、レポートに記載された報告規準と共に読み理解される必要がある。

ウェブサイト内に含まれる選定情報は、ウェブサイトに記載された報告規準と共に読み理解される必要がある。

限定と除外

以下に関する情報のいかなる検証も、我々の業務範囲からは除外される。

- ・定められた検証期間の外での活動
- ・選定情報として挙げられていない、レポート又はウェブサイト内の他の情報

限定的保証は、リスクに基づいて選択されたサステナビリティデータのサンプルと、これに伴う限界に依拠している。この独立報告書は、存在するかもしれないすべての誤り、欠損、虚偽表示を検出するための根拠とされるべきではない。

責任

レポート又はウェブサイト内の選定情報の作成と提示は、大阪ガス単独の責任である。

ビューローベリタスはレポート、ウェブサイト又は報告規準の作成に関与していない。我々の責任は、以下の通りである。

- ・保証業務の実施により、選定情報が報告規準に準拠して作成されたかどうかについて、限定的保証を行うこと
- ・レビュー業務の実施により、選定情報の信頼性と正確性について評価を行うこと
- ・実施した手続きと入手した証拠に基づいて、独立した結論を形成すること
- ・我々の結論を大阪ガスに報告すること

評価基準

我々は、International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3000 (Revised), Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information (Effective for assurance reports dated on or after December 15, 2015) 及び ISO14064-3(2019): Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements に準拠して保証業務を実施した。

我々は、ビューローベリタスが定めるサステナビリティ報告に対する第三者レビューの手順を用いて、レビュー業務を実施した。

実施した業務の概要

我々の独立した検証の一環として、我々の業務には以下が含まれる。

1. 大阪ガスの担当者へのインタビューの実施
2. 用いられた想定の評価を含む、選択された情報をまとめるために使用されたデータの収集及び集計プロセスと、データの対象範囲及び報告範囲の確認
3. 大阪ガスによって提供された文書による証拠の確認
4. 定量的なデータの集計と分析のための大坂ガスのシステムの確認
5. リスクに基づいて選定された以下の 4箇所のサイト訪問実施による、データの源流を遡ってのサンプルの検証
 - ・大阪ガス 本社
 - ・大阪ガス 泉北製造所 第一工場
 - ・名張近鉄ガス株式会社
 - ・さくら情報システム株式会社
6. 選定情報についての集計計算の再実施
7. 業務活動の変化、買収及び譲渡を考慮した、選定情報の前年値に対する比較

限定的保証業務で実施される手続は、合理的保証業務よりもその種類と時期が多様であり、その範囲が狭い。その結果、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていたなら得られたであろう保証よりも相當に低い。

検証された温室効果ガス排出量

我々は、ISO14064-3(2019)の要求事項に従って、温室効果ガス排出量の検証を実施した。

大阪ガスによって作成された温室効果ガスに関する主張において検証されたデータは、以下の通りである。

	温室効果ガス排出量 [kt-CO ₂ e]	算定範囲
スコープ 1	4,441	GHG Protocol Corporate Accounting and Reporting Standardに基づいて算定及び報告された、大阪ガス及び連結子会社 68 社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量
スコープ 2	219 (ロケーション基準)	大阪ガス及び連結子会社 68 社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量
	212 (マーケット基準)	
	324 (*1)	
スコープ 3	20,867	GHG Protocol Corporate Value Chain (Scope3) Accounting and Reporting Standardに基づいて算定及び報告されたスコープ 3 排出量のうち、カテゴリー1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 11, 12, 13, 14 の排出量。但し、各カテゴリーにおける算定範囲は大阪ガスの決定に基づく。

(*1) 電気の CO₂排出係数に火力電源平均係数を用いて算定した値

スコープ 3 排出量の内訳は以下の通り。

カテゴリー	t-CO ₂ e	カテゴリー	t-CO ₂ e	カテゴリー	t-CO ₂ e
1	336,024	5	16,478	11	16,142,830
2	664,245	6	2,751	12	2,489
3	3,611,208	7	9,805	13	23,055
4	15,248	9	108	14	42,464

上記スコープ 1 排出量のうち、国内企業の事業活動に伴う排出量: 3,635 kt-CO₂e

上記スコープ 3 カテゴリー2 排出量のうち、国内企業による資本財の調達からの排出: 481,245 t-CO₂e

上記スコープ 3 カテゴリー3 排出量のうち、国内企業による燃料及びエネルギーの調達からの排出: 3,602,807 t-CO₂e

上記スコープ 3 カテゴリー6 排出量のうち、国内企業の従業員の出張からの排出: 2,425 t-CO₂e

上記スコープ 3 カテゴリー7 排出量のうち、国内企業の従業員の通勤からの排出: 8,703 t-CO₂e

結論

上述した我々の方法と活動に基づき、

- 選定情報が、報告規準に従って適切に作成されていないことを示す事項は、すべての重要な点において認められなかった。
- 大阪ガスは、我々の業務の対象範囲における定量的なデータについて、収集・集計・分析のための適切な仕組みを構築していると考えられる。

独立性、健全性及び能力の表明

ビューローベリタスは、190 年以上の歴史を有する、品質・環境・健康・安全・社会的責任に特化した独立の専門サービス会社である。保証チームは、環境・社会・倫理・健康及び安全の情報・システム・プロセスに対する検証の実施において幅広い経験を有している。

ビューローベリタスは、世界的に認められた品質管理基準の要求事項に適合する品質管理システムを運用し

ており、従って我々が ISQM 1 & 2¹と同等であると考える倫理的な要求事項、専門的な基準、品質レビュー及び適用可能な法規制上の要求事項への適合に関する文書化された方針や手順を含む、品質管理の包括的なシステムを維持している。

ビューローベリタスは、従業員が日々の業務活動において、誠実性、客觀性、専門的な能力と配慮、機密保持、専門家としての態度、及び高い倫理基準を維持することを確実にするために、IFIA の要求事項²を満たす倫理規程を、業務全体に対して実施し適用している。我々はこれを IESBA 規定³の要求事項と同等であると考えている。

ビューローベリタスジャパン株式会社

横浜市中区日本大通 18 番地

2024 年 7 月 31 日

¹ International Standard on Quality Management(国際品質マネジメント基準)1 & 2

² International Federation of Inspection Agencies(国際検査機関連盟)-Compliance Code - Third Edition

³ International Ethics Standards Board for Accountants(国際会計士倫理基準審議会)発行の Code of Ethics for Professional Accountants